

石綿含有廃棄物等の取扱いについて (廃石綿等の取扱いの注意喚起)

令和6年2月



新潟県環境局資源循環推進課

廃石綿等と石綿含有産業廃棄物

	廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
廃棄物種別	特別管理産業廃棄物（特管産廃）	産業廃棄物（普通産廃）
具体例	○石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等 ○建築物から除去された、石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等。	○石綿スレート等の外装材
処理基準	○こん包する等 飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区別して収集、運搬、積替え、保管を行うこと。 ○廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと。 ○埋立処分を行う場合、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化後。	○飛散防止措置をとること ○他の廃棄物と区別して収集、運搬、積替え、保管を行うこと。 ○中間処理としての破砕禁止。 ○一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること。 ※容器等への表示義務はないが、表示が望ましい。
最終処分	埋立処分（管理型最終処分場） ※管理型処分場でも、エコパークなどは受け入れていません。	再生/埋立処分（安定型又は管理型） ※処分業、施設の許可内容によります。

石綿含有一般廃棄物は省略します（日曜大工等で発生した外装材など）

廃石綿等（特管産廃）と、石綿含有産業廃棄物（普通産廃）は区別して保管、収集、運搬（積替え保管含む）、処分しなければならない。

設備改修工事で除去した廃石綿等（特別管理産業廃棄物）を、同工事で発生した石綿含有産業廃棄物（普通産業廃棄物）と誤り、廃石綿等受け入れ不可の処分場（エコパークいずもざき）に搬入した事案がありました。

(1) 工事

- ・ 工事時期：令和5年11月
- ・ 場所：新潟市中央区
- ・ 内容：給水、消火設備の改修（グローブバッグにより保温材（レベル2（＝廃石綿等であり特管物））を除去）

(2) 処分場への搬入日、量

- ・ 搬入日：令和5年11月17日
- ・ 搬入量：保温材1袋（約70kg）、石綿含有産業廃棄物1袋、養生材等4袋 計6袋

(3) 経緯

- ・ 除去業者は石綿含有産業廃棄物と保温材を分けて保管。
- ・ 排出者（元請）の認識不足で、上記廃棄物をまとめて搬出。
- ・ 収集運搬業者により、処分場（エコパーク）に搬入。
- ・ アスベスト条例に基づく廃棄完了届の作成のとき、廃石綿等のマニフェストがなかったことから覚知（12月）。

(4) 対応

- ・ 元請業者は、行政に報告し、12月から当該廃棄物の撤去作業を実施中。（撤去費用は、元請業者が負担 数百万円におよぶ見込み）
- ・ エコパークいずもざきは、事業者に対し、搬入停止措置（元請：1か月、収集運搬業者：1週間）さらに、地元集落、出雲崎町に説明。



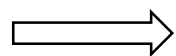
（環境省リーフレットより）



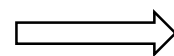
混入した保温材（二重袋×5個）分けて保管していたが、収集業者にまとめて渡してしまった。

事案 イメージ

排出現場



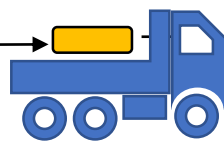
収集・運搬
(積保は省略)



処分
(埋立処分)

正しい手順

廃石綿等



処分場A

(廃石綿等受入れ可)

石綿含有
産業廃棄物



処分場B

(廃石綿等受入れ不可)

今回の事案

廃石綿等

排出現場では、分別していたが、現場担当者が認識を誤り、まとめて運搬業者に渡してしまった。



廃石綿等が埋め立て不可の処分場に搬入。元請にて回収作業中。

石綿含有
産業廃棄物

処分場B

(廃石綿等受入れ不可)

収集運搬業者に廃棄物を渡す際、廃石綿等（特管産廃）と、石綿含有産業廃棄物（普通産廃）をまとめて出してしまった。
→元請が認識していなかったことが原因。

廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の取扱いの重要事項

- (1) 廃石綿等と、石綿含有産業廃棄物は区別して保管すること。
→誤って混入しないように、現場での表示、分別の徹底が重要。
- (2) 現場責任者および作業員への、石綿への知識向上に努めること。
→適正な処理について、教育等を通じて周知。
- (3) 誤って排出・処理したときは、関係者にただちに報告すること。
→早期対応により、被害・影響を最小限に！